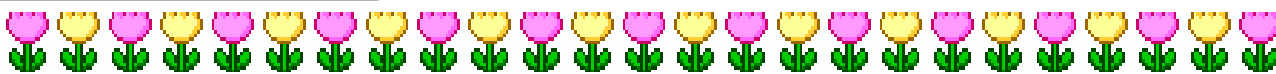


広域行政 ニューズレター

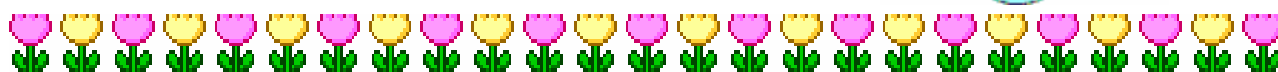
第12号 2004.7

発行 福島県総務部市町村領域広域行政グループ
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
U R L http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/
E-mail kouiki_gyousei@pref.fukushima.jp
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904



メ ニ ュ ー

会津若松市と北会津村の合併が決定
特集1 市町村合併関連三法が成立
特集2 福島県市町村合併支援プランの一部改定
Q&A「福島県合併市町村支援交付金」
連載 合併特例法「一部事務組合等に関する特例」
県内の合併協議会の設置状況



会津若松市と北会津村の合併が決定

今年の11月に新「会津若松市」が誕生!!

現在県内では、各地域で市町村の合併に向けて熱心な協議が進められています。そのような中、4月28日会津若松市と北会津村が、平成に入ってから県内第1号となる合併の申請を県知事に行いました。知事は、この申請を受け「北会津村を廃し、会津若松市へ編入する」廃置分合の議案を6月の県議会に提出し、議会の議決を経て、7月1日に合併を決定するとともに総務大臣への届出を行いました。これを受けて7月22日には総務大臣の告示がなされたところです。

両市村は、任意の協議会である「会津若松市・北会津村合併検討協議会」での議論を経て、平成15年8月9日、両市村の首長、正副議長、議会議員及び学識経験者を構成員とする「会津若松市・北会津村合併協議会」を設置しました。協議会を8回開催し、54にわたる「合併協定項目」の協議のほか合併市町村のマスタープランの役割を果たす「新市建設計画」の策定など、様々な角度から協議調整等を重ねてきました。そして、平成16年2月23日に全協議を終了し、合併協定の調印が行われ、その後両市村議会で合併の議決がなされました。

いよいよ、これまで積み重ねた成果が実を結び、新しい市が誕生します。

会津若松市と北会津村の 合併協議の経過

法定協議会設置 (H15.8.9)

第1回協議会 (H15.8.20)
・合併方式を「編入合併」に決定
・新市の名称を「会津若松市」に決定

第8回協議会 (H16.2.23)
・合併期日を「平成16年11月1日」に決定
・新市建設計画の決定
全協議終了

合併協定調印式 (H16.2.23)

両市村議会において合併を議決
(H16.3~4)

県に合併申請 (H16.4.28)

県議会の議決 (H16.6.30)

知事が合併を決定・総務大臣への
届出 (H16.7.1)

総務大臣の告示 (H16.7.22)

平成16年11月1日 新市誕生

特集 1

市町村合併関連三法が成立

「市町村合併関連三法」が平成16年5月26日に公布されました。
特集では、新合併特例法と現行の特例法の改正内容を紹介します。

市町村合併関連三法とは！！

新合併特例法と現行の合併特例法、地方自治法の各改正法のことです。

新合併特例法

現行の合併特例法の後を引き継ぐ法律で、正式には「市町村の合併の特例等に関する法律」と言い、平成17年4月から5年間の時限立法です。

現行の合併特例法の改正

平成17年3月までに合併の申請を行い、翌年の3月までに合併すると現行法を適用できる経過措置が盛り込まれました。

地方自治法の改正

住民自治強化のため市町村内に「地域自治区」を設置することができます。

新合併特例法について(概要)

1 合併特例区制度の創設 (改正後の合併特例法でも規定)

合併時の特例として、合併市町村の一体性を円滑に確立するために合併関係市町村の協議により合併後の一定期間(5年以内)、合併関係市町村単位に合併特例区(法人格を有する。)を設けることができます。

「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村のことです。

2 地域自治区の特例 (改正後の合併特例法でも規定)

住民自治の強化等のため、市町村の一定の区域を単位に「地域自治区」を設置することができますが、合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併関係市町村単位に特例的な地域自治区を設けることができます。

合併特例区と特例的な地域自治区は、合併前の旧市町村単位で、住民の意見を合併市町村の行政運営に反映させる機能を持っているんだ！



～ 地域自治区制度の創設 ～

地域自治区とは、地方自治法の一部改正により創設された制度で、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の条例で設けられる区域です。設置にあたっては、住民の意見をとりまとめる地域協議会と市町村の事務を分掌させるための事務所を置くことになります。

合併特例区と地域自治区(合併特例)の内容を比べてみよう！！

項 目	合 併 特 例 区	地 域 自 治 区 (合 併 特 例)
制度の目的	合併後の一定期間、合併関係市町村の地域の特性を尊重しつつ、合併市町村の一体性の円滑な確立を図る。	住民自治の充実や行政と住民との連携による協働活動の推進を図る。
設 置 手 続	関係市町村の協議 + 関係市町村議会の議決 + 知事の認可	関係市町村の協議 + 関係市町村議会の議決
設 置 期 間	5年以内 (期間を延長することはできません。)	協議により定める期間 (上限なし、期間の変更可能)
法 人 格	あり (特別地方公共団体)	なし
区 域 等	1又は2以上の旧市町村単位で設置 市町村の一部のみに設置することも可	1又は2以上の旧市町村単位で設置 市町村の一部のみに設置することも可
組 織	合併特例区協議会 + 事務所	地域協議会 + 事務所
協 議 会	構成員 (委員) 特例区内に住所を有し、議会議員の被選挙権を有する者 (任期 2 年以内) 権 限 特例区が処理する事務及び市町村が処理する事務のうち特例区の区域に係るものについて審議し、市町村長等に意見を述べる。 また、予算等の重要事項を定める際には、協議会の同意が必要	構成員 (委員) 自治区内に住所を有する者 (任期 4 年以内) 権 限 事務所が所掌する事務及び市町村が処理する事務のうち区域に係るものについて審議し、市町村長等に意見を述べる。
事 務 所	特別職の区長を置く (任期 2 年以内) 規約で定める事務 (例) 公の施設管理・地域振興イベント等 ただし、法令により市町村に処理義務がある事務や議会議決を要する事務等は処理できません。 協議会の庶務を処理	長は事務吏員 特別職の区長の設置可 (任期 2 年以内) 市町村の事務を分掌 協議会の庶務を処理
住所表示の特例	合併特例区の名称を冠する (区のほか、 町、 村と称することも可)	地域自治区の名称を冠する (区のほか、 町、 村と称することも可)

3 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

下記事項の特例措置は、合併に関する障害を除去するため、現行法と同内容で存置します。

- ・ 市の要件（人口3万人以上を有すれば市となることができる特例）
- ・ 市が新設合併後も市であること
- ・ 議会議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- ・ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- ・ 職員の身分取り扱い
- ・ 一部事務組合等に関する特例（現行法の改正により内容が拡充されたもの）
- ・ 地方税の不均一課税
- ・ 地方交付税の合併補正、地方債の配慮
- ・ 流域下水道に関する特例
- ・ 都道府県の議会議員の選挙区に関する特例
- ・ 地域審議会



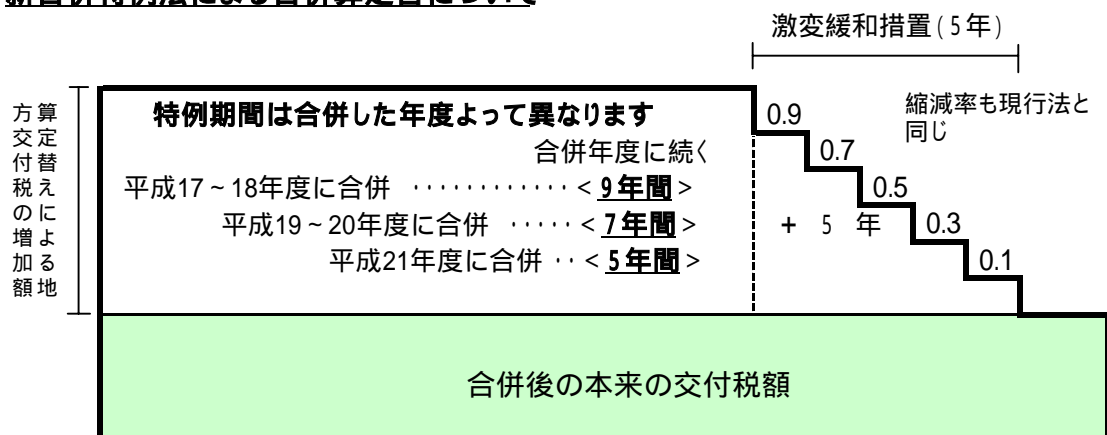
ポイント

「新法では廃止される」又は「存置はするが内容は変わる」という特例措置があります。

道路や施設の整備など新しいまちづくりのための事業に充てることができる**合併特例債は廃止されます。**

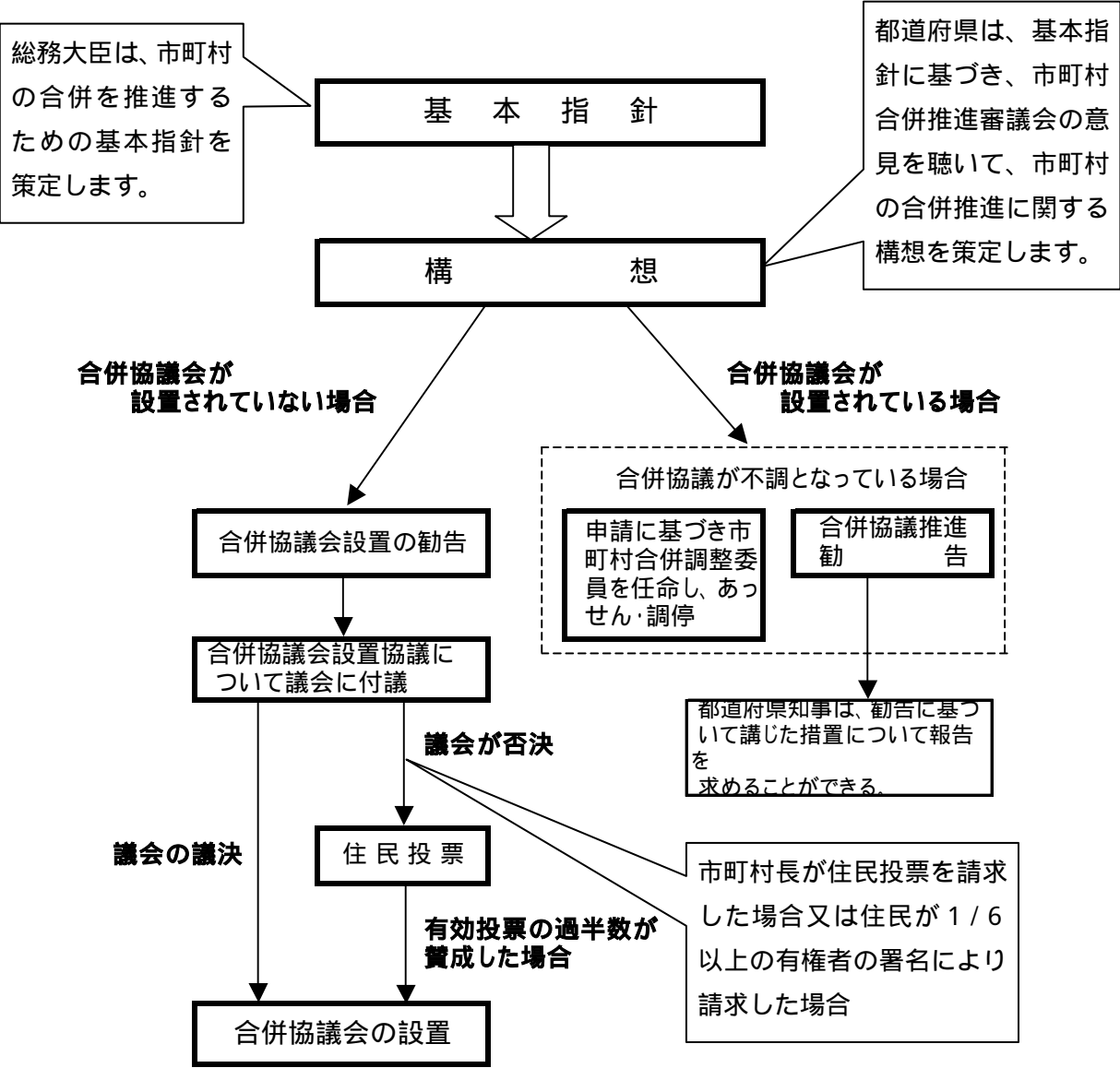
地方交付税の合併算定替の特例期間は、**現行法の10年から段階的に5年に短縮されます。**ただし、激変緩和期間は現行法と同じ5年です。（下図参照）

新合併特例法による合併算定替について



4 市町村合併推進のための方策

合併推進の方策として、平成17年4月以降は下の図のような流れで進めるものと定められました。



メモ

基本指針では、構想を策定するにあたり対象となる市町村の基準が定められますが、その基準には、第27次地方制度調査会の答申内容が反映される見通しです。

答申では、小規模な市町村に係る合併について盛り込まれており、構想を策定するにあたっての小規模な自治体としては、「概ね人口1万人未満を目安とするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか現行特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要」と述べられています。

合併特例法の一部改正について(概要)

1 合併特例区制度の創設

2 地域自治区の特例

内容については、新合併特例法の規定と同じです。

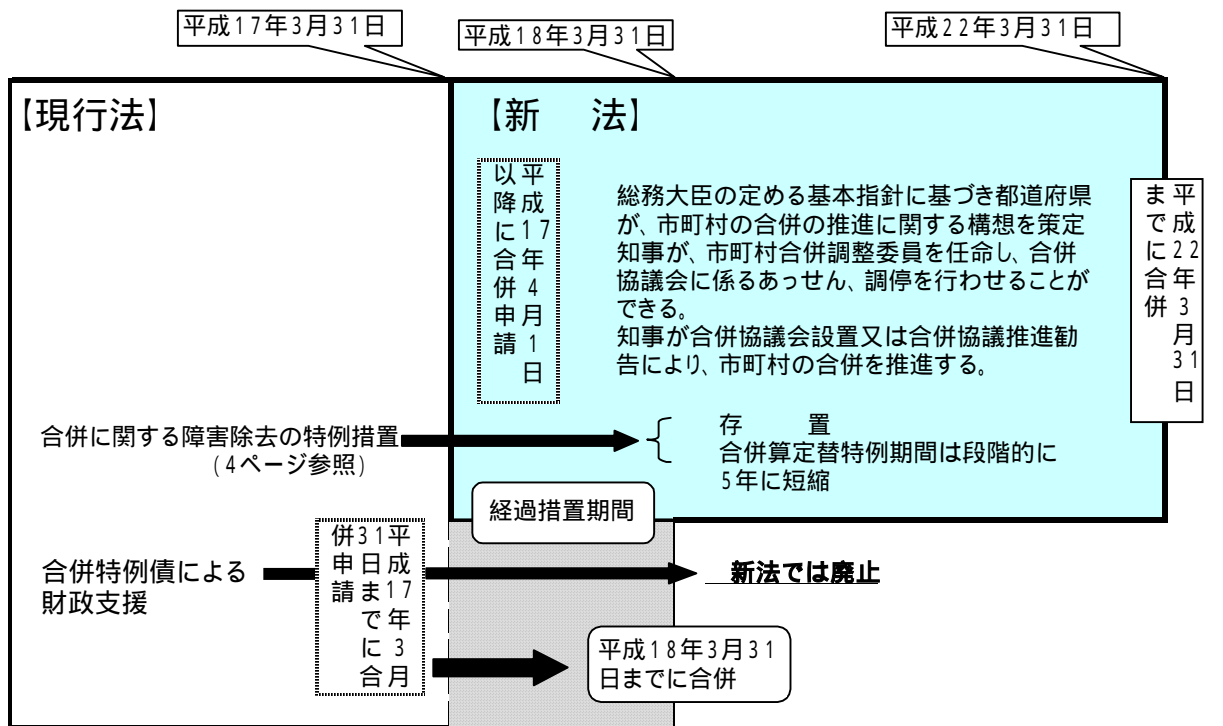
3 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併規約が変更されるまでの間(最大6ヶ月)、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図ります。(詳細は「連載合併特例法」で紹介します。)

4 経過措置

平成17年3月31日までに市町村議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合は、現行の合併特例法の規定を適用することとされました。

現行合併特例法と新合併特例法との比較



福島県市町村合併支援プランの一部改定

合併協議も大詰めを迎え新たな市町村が誕生する段階に入ったことから、今後も新たなまちづくりに向けた取り組みを一層支援するため、支援策の内容を拡充しました。

【支援対象】

平成17年3月までに合併の申請を行い、翌年の3月までに合併した市町村についても支援プランの対象にすることとしました。

【支援内容】

人 的 支 援

人的支援では、改正前の支援内容に新たに下記の規定を加えました。

合併により、新たに設置される市の生活保護業務の円滑な実施を図るため、必要に応じて合併後の市に査察指導員等として職員を派遣します。

合併により、新たに生じるその他の行政課題に対応するため、関係市町村から要請があった場合は、合併後の市町村に職員の派遣を検討します。

財 政 支 援

財政支援では、現行の内容を具体的に改正するほか、新たな規定を加えました。

市町村振興基金の合併市町村特別事業（改正しました）

合併市町村及び合併重点支援地域に指定された市町村が行う建設事業に対する充当率の嵩上げ（95％）優先貸付を行います。（改正前は、「合併市町村が行う合併特例債対象外の建設事業に対する優先貸付、充当率の嵩上げ等について検討する。」でした。）

市町村振興基金の貸付条件に係る経過措置設定（改正しました）

準過疎地域振興枠の借入対象団体であった市町村が合併により対象外となった場合でも、合併合併前の対象地域内で行われる建設事業については、一定期間、従前の貸付条件を適用します。（改正前は、「合併前の対象地域内で行われる建設事業については、一定期間、従前の貸付条件の適用を検討する。」でした。）

合併市町村支援交付金（追加しました）

合併市町村が、地域の特性を生かした新しいまちづくりのために行う事業に対して交付金を交付します。

国民健康保険広域化等支援基金（追加しました）

市町村の合併を含む国民健康保険事業の運営の広域化を支援するため、国民健康保険税の平準化を行うための無利子貸付や、広域化の立ち上げに必要な費用に充てるための交付事業を行います。



こうちゃん

今年の4月から広域行政担当となる。仕事に対しての姿勢は素晴らしく、周りからの信頼も厚い。



今年もオールスターゲームが盛り上がったよね。でも、今プロ野球界はリーグの球団合併問題でたいへん揺れてるそうだよ。一生懸命応援しているファンや球団の運営を支援している団体にとってはたいへん残念な話だよな。



そうだね。ところで、Kちゃん今話の中で「合併」と「支援」という言葉がでたけど、何か思いつくことはない？



ウーッ(……………)



ヒントは、市町村合併に関する内容で、今年の4月に創設された制度だよ。



エーッと…… わかった！ 福島県合併市町村支援交付金だね。県支援プランの財政支援にも盛り込まれた。



ピンポン！ 正解だよ。



でも、内容はよくわからないんだけど……。(恥ずかしい)



エーッ！ 広域行政担当になってもう3ヶ月も経つのにまだわからなかったの。もう仕方ないな、それじゃ、ボクがこれから内容を説明するからメモをとりながらよく聴くんだよ。



お願いします。こうちゃん(トホホホ)



まず、この制度が創設された目的は、地域の特性を生かした新しいまちづくりに取り組む合併市町村を支援するためなんだ。支援する事業の例としては、地域イントラネットの整備や公園・コミュニティ施設(公共的施設)の整備など合併市町村の一体性の確保や均衡ある発展などを図るために行う事業があるよ。



フムフム



Kちゃん

こうちゃんと同じく、4月から広域行政担当となる。毎日が緊張との戦いである。只今様々なことを勉強中



次に交付申請のできる市町村だけど、三つのケースがあるんだよ。

平成17年3月までに合併した市町村
平成17年3月までに合併の申請をして、翌年の3月までに合併した市町村

あるいは の合併に関する申請をした合併関係市町村なんだよ。

(このコーナーにおいての合併関係市町村とは、合併特例法に基づき設置される協議会の構成市町村を言います。)



フムフム。それで交付金の額は？



交付金の額は、一合併関係市町村あたり1億円が上限だよ。だから、5市町村が合併すれば5億円だね。

あと最後に、交付できる期間についてだけど、合併市町村の場合は、合併の日から5年が経過した年度の末日まで

合併関係市町村の場合は、合併申請をした日から合併する前日までなんだよ。

まあ、ボクの説明は以上だけど、何か質問はある？ もちろん十分内容はわかったよね。



エッ？エッ、もちろん
(本当は頭の中が硬直状態)



Kちゃん次は、市町村合併に関するクイズに挑戦してみないかい！



いいね。どちらが早く答えられるか勝負だ！

～ クイズに挑戦 ～

- Q1 新合併特例法の適用期間は 年である。
- Q2 新法では、現行の合併特例法の特例措置が基本的に存置するが、財政支援措置である は廃止される。
- Q3 平成16年6月30日現在の合併協議会(任意協議会含む)に参加している市町村が仮に全て合併したら、県内の市町村の数はいくつになる？
(解答は10ページの下)

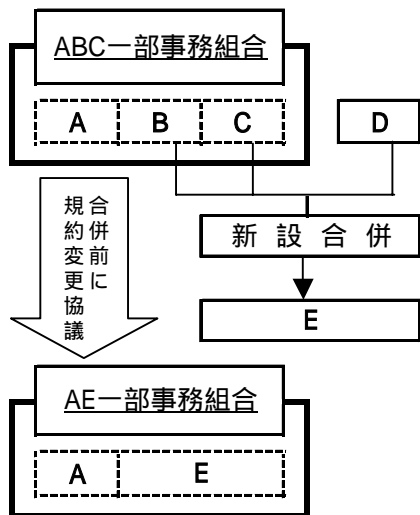
一部事務組合等に関する特例（9条の2 9条の3）

現行法において、一部事務組合等の解散・設置等に関する特例措置は既に設けられていましたが、今般の改正でさらに内容が拡充されました。

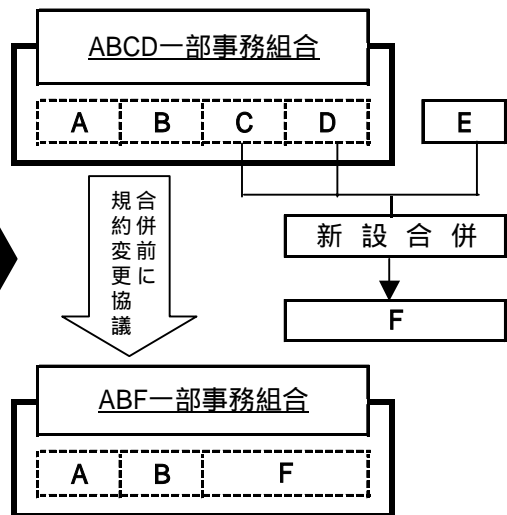
9条の2（適用の範囲が拡大されました）

改正前では、の事例のように一部事務組合等の構成団体のうち、合併しない市町村が一つの場合のみが、9条の2の特例を適用されていましたが、今般の改正により、の事例のように構成団体のうち、合併しない市町村が複数の場合でも特例の対象とし、合併日前に合併関係市町村と他の市町村の協議による規約改正等によって、合併後もその一部事務組合等が存続することとされました。

合併しない市町村が一つの場合のみ対象



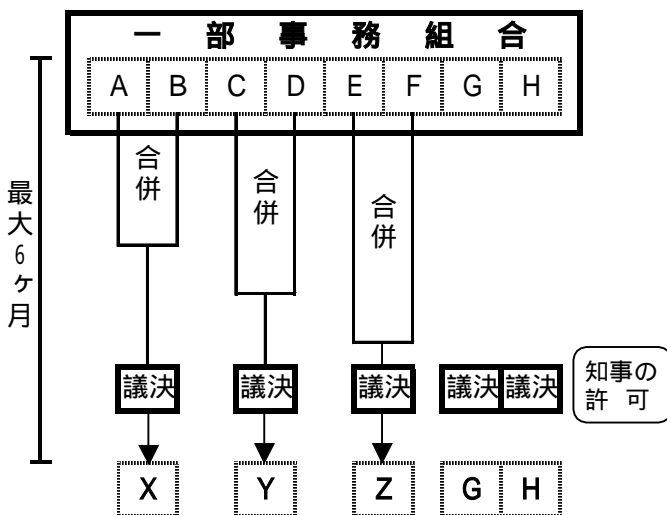
合併しない市町村が複数の場合でも対象(対象を大幅に拡大)



(改正後)

9条の3（追加されました）

一部事務組合等の構成団体間の合併において、**事実上構成団体の変更がない場合は**、市町村の合併後規約が変更されるまでの間（最大6ヶ月）合併市町村と他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなし、合併関係市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされました。



<メリット>

構成団体が県下全域にまたがるような組合において、その構成団体間で次々と合併が行われた場合でも、そのたびに臨時会を開催したり、合併日前に事務手続きを行う必要がなく、まとめて議決することで脱退・加入等の手続きができます。また都道府県知事の規約変更許可もまとめて受けられます。

<不適用のケース>

- 合併関係市町村以外の団体から異議申し出があった場合
- 合併特例法第9条の2による手続きを行った場合
- 合併前に地方自治法に基づく脱退の手続きを行った場合

